

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部技術職員組織（「共通技術室」）規則

平成17年4月1日制定

（組織）

第1条 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科・学部」という。）の技術職員の職務が教育研究の進展に伴って高度化・専門化してきていることに鑑み、その技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理するため、「東京大学技術職員の組織等に関する取り扱い要項（平成2年3月12日総長裁定）」に基づき、技術職員に係る組織として共通技術室を置く。

（所管業務）

第2条 共通技術室の所管業務は、研究科・学部における教育研究に係る技術的かつ専門的業務とする。

（技術室長）

第3条 共通技術室に、共通技術室長（以下「室長」という。）を置く。

2 室長は、東京大学大学院総合文化研究科副研究科長選考内規第7条第2号に規定された区分から選出された副研究科長をもって充てる。

3 室長は、共通技術室の統括及び管理運営にあたる。

（副技術室長）

第4条 共通技術室に、技術室長を補佐するため、副共通技術室長（以下「副室長」という。）を置く。

2 副室長は、広域科学専攻長をもって充てる。

（技術班長）

第5条 共通技術室に、技術班を置き、第3条第1項の技術室長及び前条第1項の副室長の補佐、班の業務の総括整理、及び室の技術職員（前任専門技術職員および専門技術職員は除く。）に対する技術的指導等のため、技術班長を置く。

2 技術班長は、技術職員をもって充てる。

（技術主任）

第6条 前条に定める班に、班の業務を処理するため、技術主任を置く。

2 技術主任は、技術職員をもって充てる。

（前任専門技術職員）

第7条 共通技術室に、指定された高度な業務を処理するため、前任専門技術職員を置くことができる。

2 前任専門技術職員は、技術職員をもって充てる。

（専門技術職員）

第8条 第5条に定める班に、指定された業務を処理するため、専門技術職員を置くことができる。

2 専門技術職員は、技術職員をもって充てる。

（運営委員会）

第9条 共通技術室を運営するため、研究科・学部に共通技術室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(その他)

第10条 この規則に定めるものの他、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。